

○ 珠洲市建設工事総合評価方式試行運用基準

令和 8 年 4 月 1 日

訓 令 甲 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、珠洲市建設工事総合評価方式試行要領（平成 19 年珠洲市告示第 45 号（以下「試行要領」という。））に基づき試行する総合評価方式の運用について必要な事項を定める。

(総合評価方式の種類)

第 2 条 試行要領第 2 条に規定する総合評価方式は、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価により行うものとする。

2 前項に規定する総合評価方式を次の各号に区分する。

- (1) 評価Ⅱ型 簡易な提案、企業や配置予定技術者の技術力等と入札価格を一体として評価し落札者を決定するもの
- (2) 評価簡易型 技術提案を省略し、企業や配置予定技術者の技術力等と入札価格を一体として評価し落札者を決定するもの

(総合評価方式の実施に関する基本事項)

第 3 条 総合評価方式は以下の工事の内容に応じ、評価Ⅱ型又は評価簡易型で実施する。

(1) 評価Ⅱ型

予定価格が 3 億円以上であって、施工上の課題に対する技術提案及び企業や配置予定技術者の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と市長が認める工事

(2) 評価簡易型

予定価格が 3 億円以上であって、企業や配置予定技術者の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と市長が認める工事

2 評価Ⅱ型での技術提案は、次の各号に掲げる項目に関する施工上の課題について求めるものとし別紙 1 を参考に適宜設定する。

- (1) 工事目的物の性能・機能に関するもの
- (2) 当該工事の施工における社会的要請に関するもの

3 総合評価方式の実施手順は別紙 2 を標準とする。

4 総合評価方式の実施に必要な事務手続きは総務課で行うものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第 4 条 試行要領第 4 条に規定する学識経験者の意見聴取を行うための会議（以下「会議」という。）を次の各号の要領で開催するものとする。

- (1) 会議は発注予定件数を勘案して開催する。
- (2) 会議は市長が総合評価方式を行うために委嘱した学識経験者 2 名の出席を求め開催する。
- (3) 会議の事務は総務課で行う。

2 総務課及び主務課は、次の各号の要領で学識経験者の意見聴取を行うものとする。

- (1) 落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項の意見聴取

評価Ⅱ型については様式 1－1 により行い、評価簡易型については、様式 1－2 により行うものとする。なお、意見聴取の内容は、あらかじめ珠洲市請負等業者選考委員会に諮り、市長の決裁を得るものとする。

- (2) 落札者決定時の意見聴取

予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格と技術力が市にとって最も有利なものの決定をするときは、電子メールにより学識経験者の意見を聴取する。ただし、前号の意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴取する必要があると学識経験者が決定した場合に限る。

- (3) 最低価格者以外の者が落札候補者となったときの意見聴取

前号の規定にかかわらず、最低価格者以外の者が落札候補者となる場合には、電子メールにより学識経験者の意見を聴取するものとする。

3 前項第 1 号の規定による意見聴取の結果は、様式 2 によるものとし、設計図書に添付するものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるとき又は発注件数が少数であるときは、直接学識経験者に出向き意見聴取することができる。

(総合評価委員会)

第 5 条 試行要領第 4 条に規定する総合評価委員会は、委員長が必要と認めた時に開催する。

2 試行要領第 4 条第 3 項に規定する学識経験者の任期は 2 年以内とする。

3 前項の学識経験者は必要に応じて適宜追加できるものとする。

4 総合評価委員会の事務は総務課が行う。

5 学識経験者の謝金及び旅費について、謝金は当該年度の予算単価表の市職員に準じた額、旅費は職員等の旅費に関する条例（平成 2 年珠洲市条例第 21 号）によるものとする。

(技術力の審査)

第 6 条 総務課及び主務課は、試行要領第 6 条により提出された技術資料を基に次の各号に規定する審査を行う。ただし、第 2 号及び第 3 号の審査は落札候補者決定後に落札候補者についてのみ行うものとし、第 1 号の審査の結果、内容が不適切な場合は、当該提案を行った者の入札を無効とする。

(1) 評価Ⅱ型の場合であって簡易提案の内容が適切であること

ア 未記入でないこと又は内容が当該工事と無関係でないことを確認する。

(2) 監理技術者等の有資格者が配置できること

ア 配置予定技術者の資格証明書等により確認する。

(3) 当該工事と類似の工事の実績があること

ア C O R I N S 又は契約書等により確認する。なお、類似工事の内容は入札公告時に明記すること。

2 前項第2号の配置予定技術者が1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、配置予定技術者に係る技術資料は、全ての配置予定技術者について提出させるものとする。また、配置予定技術者の評点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

3 技術審査の担当者は次の各号によることを標準とする。

(1) 第1項第1号及び第3号の審査 主務課担当職員

(2) 第1項第2号の審査 総務課担当職員

(評価基準)

第7条 試行要領第9条第1号に規定する評価項目は、評価Ⅱ型においては第1号から第6号、評価簡易型においては第2号から第6号までの内容から工事毎に定めることとする。

(1) 施工上の留意点に対する技術提案

ア 簡易な提案は、品質、安全、工程、環境管理等のうち、工事内容に応じて施工上の課題を2項目指定し、A4用紙1枚に各項目を8行以内（文字サイズ10ポイント以上、1行あたり45文字以内）で記載させ、その内容を評価する。
なお、この記載方法によらない提案があった場合には、その項目を評価しないこととする。

イ 3項目以上の提案があった場合は、提案順に上から2項目までを評価し、3項目以降は評価しないこととするほか、1項目中に明らかに2項目以上の提案がある場合は、2項目以降の提案は評価しないこととする。

ウ 過度な費用負担を要する提案については、評価しないこととする。

(2) 企業の技術力

過去15年間の同種工事の施工実績、珠州市発注工事の過去2年間（1月～12月完成分）の当該業種の全工事の工事成績平均点、ISO9001、14001及びいしかわ事業者版環境ISOの取得状況を評価する。

(3) 配置予定技術者の技術力

過去15年間の同種工事の施工実績、資格の有無（建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イ又はハに規定する当該業種の資格の有無）、CPD（継続学習）の取得単位を評価する。

(4) 企業の地域性・社会性

珠洲市における、営業所の所在地の有無、珠洲市と珠洲建設業協会及び珠洲管工事協同組合が締結している「災害時における応急及び復旧対策に関する協定」の前年度締結の有無、珠洲市との前年度除雪作業委託契約における自社調達の除雪機械台数を評価する。

(5) 施工体制の評価

ア 第9条に規定する聴取り調査（以下「聴取り調査」という。）により、第11条に規定する審査を行い、設計図書等で求める要件の実現の確実性に対して次の項目を評価する。

（ア） 品質確保の実行実効性

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められること。

（イ） 施工体制の確保の確実性

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていること等により、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められること。

イ 施工体制の評価は次により行うものとする。

（ア） 入札価格が珠洲市低入札価格調査制度実施要領（令和8年珠洲市告示第70号以下「要領」という。）に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内である場合、同号アに定められた事項が必ずしも達成することができないと認められる特別の事由がある場合に限り、0点の評価をするものとする。

（イ） 入札価格が調査基準価格未満で、かつ、要領に規定する失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）以上である場合、同号アに定められた事項が確実に達成することができると認められる場合に限り30点の評価をするものとする。

ウ 入札価格が調査基準価格未満で、かつ、失格基準価格以上である場合、施工体制に関する評価は、試行要領第6条第1項の技術資料及び第10条で定める追加資料等について、施工体制評価点調書（様式3）にとりまとめる。

エ 聴取り調査による審査の結果、施工体制の評価が0点の場合は、事前に行った技術提案の評価を0点とする。

(6) 不正行為

競売入札妨害罪、談合罪または独占禁止法違反に関する指名停止措置を受けた者のうち、技術資料提出期限の翌日時点で指名停止の終期の翌日から起算して6か月を経過していない場合は、技術評価点を減じる。

2 試行要領第9条第2号に規定する各評価項目に対する得点配分は、複数の施設を

一つの案件として発注する工事（以下「一括発注工事」という。）における評価Ⅱ型については別紙３－１、一括発注工事における評価簡易型については別紙３－２、一括発注工事以外の工事における評価Ⅱ型については別紙３－３、一括発注工事以外の工事における評価簡易型については別紙３－４を標準とする。ただし、企業体を結成する工事においては、前項の評価項目は企業体の代表者を対象に行うものとし、企業体の構成員については、別紙３－５を標準とし、工事毎に定める評価を行うものとする。

３ 前項ただし書きは、企業体のみが参加できる案件に適用する。

４ 総務課は、学識経験者に対し、当該工事の評価項目、得点配分について説明を行い、意見聴取の結果を踏まえ適宜修正するものとする。

５ 総務課は、学識経験者の意見聴取の結果を、珠洲市請負等業者選考委員会に報告し、市長の決裁を得るものとする。

（技術提案及び技術力等の評価）

第８条 総務課及び主務課は、試行要領第６条により提出された技術資料をもとに次の各号の要領により技術力の評価を行うものとする。

（１） 評価Ⅱ型における技術提案の評価

様式４により、主務課において、課長、参事又は課長補佐及び係長等の三者以上が入札参加者名を伏して個別に行い、その平均点数で行うことを原則とする。なお、評価結果に極端な差がある場合は再評価を行うものとし、評価終了後は技術提案書を各評価者から回収するものとする。

（２） 技術力等の評価

同種工事の実績に関しては主務課が、それ以外については総務課が行うものとする。なお、配置予定技術者の評価において、複数の配置予定技術者で申請があった場合の評価は、最も低い評価を受けたものをもって算出する。

２ 学識経験者が第４条第２項第２号の意見聴取の必要があると決定した場合には、学識経験者に対して前項の評価内容を主務課が説明し、意見聴取の結果を踏まえて適宜修正するものとする。なお、意見聴取終了後、技術提案資料及びその内容のわかる説明資料を学識経験者から回収するものとする。

３ 総務課は、技術提案及び技術力等の評価結果を取りまとめ、入札前までに市長の決裁を得るものとする。

（聴取り調査の実施）

第９条 市長は、開札を行ったときは、失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した全ての者について、速やかに聴取り調査を行うものとする。

２ 市長は、聴取り調査の対象となる者（以下「聴取対象者」という。）に対して、その方法、日時及び場所等を通知する。

３ 聴取り調査については、次の各号により行うものとする。

(1) 入札価格が調査基準価格以上である場合

ア 聴取対象者に対し、開札後速やかに、総合評価に係る施工体制確認のための聴取り調査の実施について（様式５）をファクシミリにより送信し、施工体制の確認を行うものとする。

イ 聴取り調査の回答期限は市長がファクシミリにて調査票の提出を依頼した翌日中（珠洲市の休日を定める条例（平成２年珠洲市条例第１号）第１条に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）までとする。

ウ 聴取り調査の回答期限までに回答がない場合は、入札を無効として取り扱うことができる。

(2) 入札価格が調査基準価格未満で、かつ、失格基準価格以上の場合

ア 聴取対象者に対し、開札後速やかに、総合評価に係る施工体制確認のための聴取り調査の実施について（様式６）をファクシミリにより送信し、受領書を受け取るとともに、第１０条第１項に規定された資料等の提出を求めるものとする。

イ 聴取り調査は追加資料等の提出があってから７日程度以内に実施するものとする。

ウ 聴取り調査にあたって聴取対象者が参加させることができる者は、配置を予定している技術者及び現場代理人を含め３名以内とする。

エ 市長は、聴取対象者に対し、聴取り調査の際に追加資料等のうち添付資料に係る原本を持参させ、求めに応じ、提示させなければならない。

オ 聴取り調査にあたっては、提出された追加資料等に基づかない説明をさせてはならない。

カ 市長は、聴取り調査において、追加資料等や説明に不備があり、聴取対象者から調査を辞退する意思を確認した場合、期日を指定し、施工体制に関する調査辞退申出書（様式７）により調査を辞退する申し出をさせることができる。

この場合、当該申し出を行った聴取対象者の入札は無効として取り扱う。

（追加資料等）

第１０条 市長は、聴取対象者に対して、追加資料の提出を求める通知を行った日の翌日から起算して３日以内（休日を除く）を必着とし、郵送又は持参の方法により次に掲げる追加資料及び入札公告に添付する「施工体制に関する調査及び低入札価格調査説明書」に定められた添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出させなければならない。

(1) 積算内訳書（様式８－１、８－２、８－３）

(2) 下請予定業者等一覧表（様式９）

(3) 配置予定技術者名簿（様式１０）

(4) 資材購入予定先一覧（様式１１）

- (5) 機械リース元一覧（様式 1 2）
- (6) 労務者の確保計画（様式 1 3）
- (7) 工種別労務者配置計画（様式 1 4）
- (8) 建設副産物の搬出地（様式 1 5）
- (9) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式 1 6）
- (10) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式 1 7）
- (11) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式 1 8）
- (12) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式 1 9）
- (13) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式 2 0）
- (14) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式 2 1）
- (15) 施工体制台帳（様式 2 2）

2 市長は、前項の規定により指定する日までの間に様式 7 により、施工体制に関する調査の辞退を申し出させることができる。この場合においては、当該申し出を行った聴取対象者の入札は無効として取り扱う。

3 追加資料等の提出以降は、撤回、内容の修正又は再提出をさせることはできない。

4 追加資料等の作成等に要する費用は、聴取対象者の負担とする。

5 追加資料等の返却及び公表は、原則として行わない。

（施工体制の確認に係る審査の方法）

第 1 1 条 審査とは、第 9 条に規定する聴取り調査及び第 1 0 条に規定する追加資料等の審査をいう。

2 審査の担当者は次の各号によることを標準とする。

(1) 第 9 条第 3 項第 1 号に該当する場合の審査

総務課職員が行う

(2) 第 9 条第 3 項第 2 号に該当する場合の審査

総務課職員及び主務課の課長補佐及び係長が行う

3 施工体制の評価結果は、事務担当職員が様式 2 3 によりとりまとめ、市長の決裁を受けるものとする。

（落札者決定の手続き等）

第 1 2 条 総合評価により落札者を決定する場合は、開札後、落札者の決定を保留した上で、第 4 条第 2 項第 2 号に定める学識経験者の意見聴取を行った後、落札者を決定するものとする。

2 落札者を決定した場合は、速やかに入札参加者全員に対し、落札者名、落札金額及び落札者の評価値を通知するものとする。

3 試行要領第 1 1 条に規定する総合評価結果の公表は、様式 2 4 により行うものとする。

（評価内容の担保）

第 13 条 試行要領第 12 条第 1 項に規定する技術提案等に対する履行の確認は当該工事の監督員及び検査員が行い、様式 25 により総務課に報告するものとする。

2 前項の確認により、履行が行われなかった場合の措置は、次のいずれかの方法によることを原則とする。

- (1) 再施工を行うとともに工事成績評点を 5 点減点するものとする。
- (2) 交通規制短縮、騒音振動低減等に係る不履行で再施工が合理的でない場合は、工事評定点を 5 点減点するとともに違約金を課す。なお、違約金の算定は次のとおりとする。

$$\text{違約金} = C - C'$$

$$(100 + \alpha) / C = (100 + \beta) / C'$$

$$\therefore C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C : 当初の契約金額

α : 当初の加算点数

C' : 達成度合いに応じた契約金額

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点

- (3) 悪質な場合は、前 2 号いずれかに加えて契約解除、指名停止を行うものとする。
(情報公開請求に対する措置)

第 14 条 総合評価方式の技術提案、技術力及び施工体制の評価結果について、珠洲市情報公開条例（平成 10 年珠洲市条例第 23 号（以下「情報公開条例」という。）第 6 条の規定に基づく請求があった場合、評価点に関しては様式 26 を公開するものとする。なお、技術提案書及びその内容の分かる説明資料等に関しては、情報公開条例第 7 条第 2 号アに、学識経験者の所属、氏名等については、同条第 6 号イに該当するものとして非公開とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

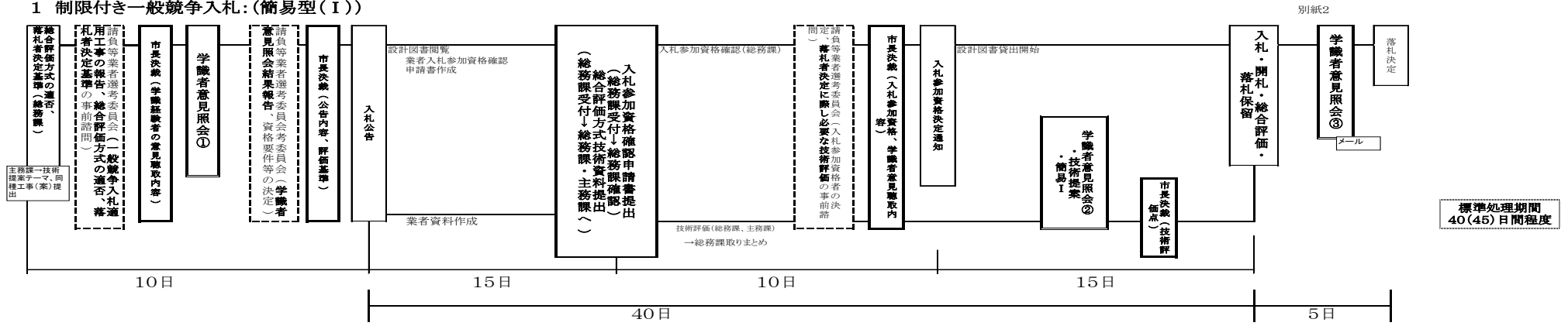
別紙 1

施工上の留意点の例示

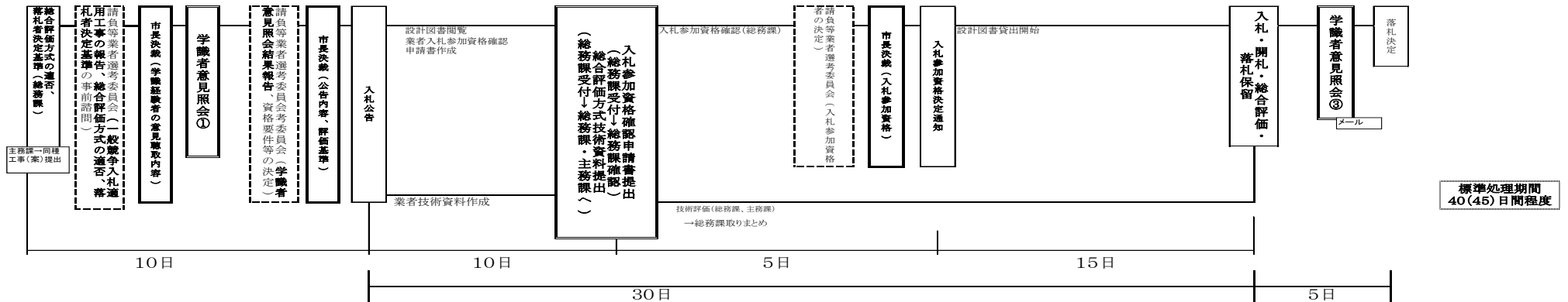
当該工事の内容に応じ、下表に示す施工上の留意点の例示を参考に適宜設定する。
 なお、下表の他、「工事難易度評価の小項目別運用表評価事例集（案）（国土交通省）」
 を参考にしてもよい。

施工上の留意点の例示		
工事目的物の性能・機能	性能・機能	☐ 寒冷期、暑中期での工事で材料やコンクリートの特別な品質管理が求められる。
		☐ 完成後の補修等が困難な構造物、また、塩害の影響が想定される構造物等でコンクリートの高い耐久性が求められる。
		☐ 自動車専用道や交通量の多い道路等で走行性が求められる。
		☐ 寒冷期の施工等のため、舗装材の敷き均し時の、温度管理が求められる。
		☐ 住宅地を通る道路等で低騒音が求められる。
		☐ 鋼橋部材、鋼材の現場溶接について品質の確保を要する。
		☐ 高盛り土や重要構造物の埋め戻し工事及び大規模堤防工事等で、土砂の締め固め具合について管理を要する。
社会的要請	近接施工	☐ 鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。
		☐ 架空線があり、施工に配慮を要する。
		☐ 地下埋設物があり、施工に配慮を要する。
		☐ 民家があり、施工に配慮を要する。
		☐ 病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。
	現道作業	☐ 交通量の多い現道作業等で、施工にあたり交通規制期間の短縮が求められる。
		☐ 小学生の通学路や商店街通り等の施工で、歩行者の安全対策に配慮を要する。
	水質汚濁	☐ 下流部で用水の利水や観光地などがある河川工事等で水質汚濁防止の対策が必要である。
		☐ 大規模な掘削工事等で地下水遮断の対策が必要である。
	振動・騒音	☐ 住宅地での施工にあたり、振動・騒音対策が必要である。
	大気汚染	☐ 住宅地での施工にあたり、大気汚染対策が必要である。
	臭気	☐ 住宅地での施工にあたり、臭気対策が必要である。
	地盤沈下	☐ 地下水低下工法を採用する施工のため地盤沈下対策が必要である。
	揮発性有機化合物	☐ 特殊材料を使用する工事等で、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要である。
	環境	☐ 自然保護区域内や希少動植物の配慮が必要である。

1 制限付き一般競争入札：(簡易型Ⅰ)



2 制限付き一般競争入札：(簡易型Ⅱ)

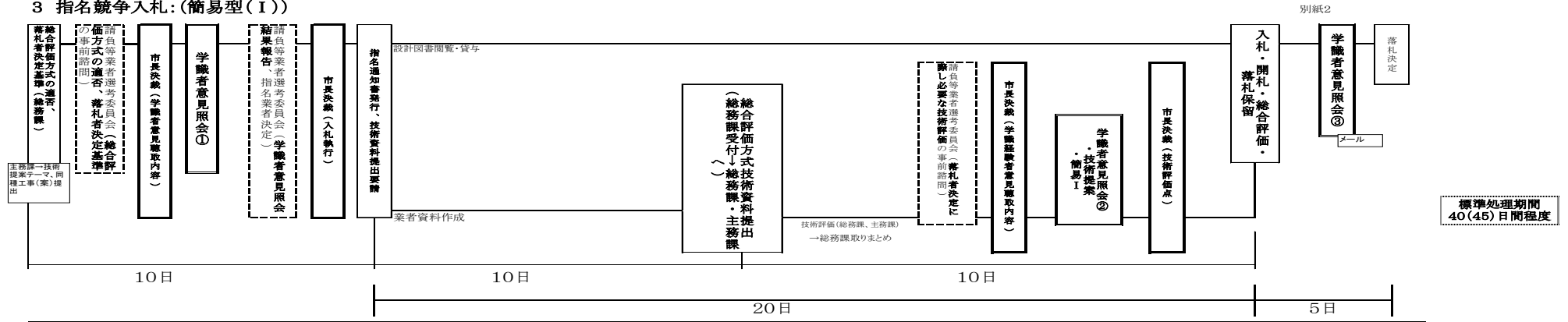


学識経験者関係

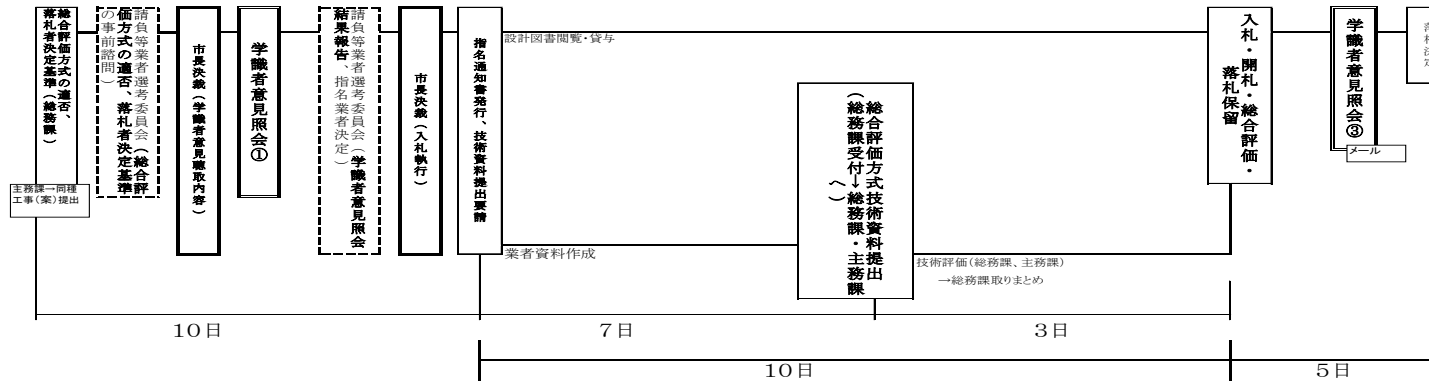
市長決裁

業者選考委員会関係

3 指名競争入札:(簡易型Ⅰ))



4 指名競争入札:(簡易型Ⅱ)



学識経験者関係

市長決裁

業者選考委員会関係

1 学識経験者意見照会方法

- ① 総合評価落札方式による入札を行うことの適否及び落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項

・説明方法

説明内容	説明者
工事概要の説明	主務課
技術提案を求めるテーマの要点及び設定理由（簡易型（Ⅰ）のみ）	主務課
各評価項目、得点配分の設定理由	総務課
同種工事の内容及び設定理由	主務課

なお、簡易型（Ⅱ）の場合は、客観的な評価項目であるため技術評価に関する意見聴取は省略し、落札者決定前にメールにて報告する旨申し添える。

・準備する資料

様式等	部数	備考	作成者
様式 1－1	学識者毎 1 部	公印有り。説明後学識者に渡す。	総務課
様式 1－2	学識者毎 1 部	公印有り。説明後学識者に渡す。	総務課
様式 2	学識者毎 1 部	説明後、学識者の了承を得たら、その場で署名してもらう	総務課
説明資料	4 部	学識経験者配布分 2 部、総務課提出分 1 部、説明者手持ち 1 部 必要に応じ位置図、平面図等の説明図面を添付	主務課

- ② 落札者決定に際し必要な技術評価の意見聴取

・説明方法

主務課が技術提案に対する各社の内容及び評価結果に対する理由を説明する。

・準備する資料

様式等	部数	備考	作成者
様式 3	学識者毎 1 部	公印有り。説明後学識者に渡す。	総務課
様式 4	学識者毎 1 部	説明後、学識者の了承を得たら、その場で署名してもらう	総務課
説明資料	4 部	学識経験者配布分 2 部、総務課提出分 1 部、説明者手持ち 1 部 様式 3 の別紙（1）、（2）。必要に応じ前回の工事概要、図面、意見聴取結果等を添付	主務課

簡易型(Ⅰ)評価基準

別紙4-1

		評価項目	評価内容	評価基準	評点
技術提案の評価		施工上の留意点にかかわる技術提案	発注者が指定した施工上の留意点に対する対応等を評価	現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり、重要な項目が記載され独自の工夫がみられるものを優位に評価 現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり一般的な項目の記載並びに工夫があるものを中位に評価 課題を理解した対応だが、工夫がみられないものを低位(1点)に評価 課題を理解していないものは0点に評価 各テーマで未記入、工種の取り違えは欠格とする	10
技術力の評価	企業の技術力	同種工事の実績	過去10年間の同種工事の実績の有無	珠洲市、国及び石川県での実績有り	2
				その他公共発注機関での実績有り	1
				その他	0
		工事成績	珠洲市発注工事の過去2年間(1月～12月完成分)の当該業種の全工事成績評定点の平均点	80点以上	3
				75点以上80点未満	2
				65点以上75点未満	1
				実績無し	0
				65点未満	-2
				ISO認証	ISO認証の取り組み状況
		ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズのいずれかを取得	0.5		
		認証を取得していない	0		
	配置予定技術者の技術力	同種工事の実績	過去10年間の同種工事の実績の有無	珠洲市、国及び石川県での実績有り	1
				その他公共発注機関での実績有り	0.5
				その他	0
		技術者の資格	主任(監理)技術者の保有する資格	1級国家資格を有する	1
				上記以外	0
	企業の地域性・社会性	地域精通度	珠洲市における営業所の所在地の有無(当該業種に限る)	珠洲市内に、建設業法第3条第1項の許可に係る主たる営業所を有する	0.5
				珠洲市内に、営業所を有する	0.25
				珠洲市内に、営業所を有しない	0
		災害活動	珠洲市と「災害時における応急及び復旧対策に関する協定」の前年度締結の有無	協定の締結有り	0.5
				協定の締結無し	0
		除雪協力	珠洲市との前年度除雪作業委託契約における自社調達の除雪機械台数	自社調達の除雪機械4台以上で契約	2
				自社調達の除雪機械3台で契約	1.5
				自社調達の除雪機械2台で契約	1
				自社調達の除雪機械1台で契約	0.5
				契約無し	0
合計点			技術提案10点+技術力11点=21点		

(留意事項)

施工上の留意点に関するテーマは複数設定可能であり、この場合は10点をテーマ別に配分

簡易型(Ⅱ)評価基準

別紙4-2

		評価項目	評価内容	評価基準	評点
技術力の評価	企業の技術力	同種工事の実績	過去10年間の同種工事の実績の有無	珠洲市、国及び石川県での実績有り	2
				その他公共発注機関での実績有り	1
				その他	0
		工事成績	珠洲市発注工事の過去2年間(1月～12月完成分)の当該業種の全工事成績評定点の平均点	80点以上	3
				75点以上80点未満	2
				65点以上75点未満	1
				実績無し	0
				65点未満	-2
		ISO認証	ISO認証の取り組み状況	ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズの両方を取得	1
				ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズのいずれかを取得	0.5
				認証を取得していない	0
	配置予定技術者の技術力	同種工事の実績	過去10年間の同種工事の実績の有無	珠洲市、国及び石川県での実績有り	1
				その他公共発注機関での実績有り	0.5
				その他	0
		技術者の資格	主任(監理)技術者の保有する資格	1級国家資格を有する	1
				上記以外	0
	企業の地域性・社会性	地域精通度	珠洲市における営業所の所在地の有無(当該業種に限る)	珠洲市内に、建設業法第3条第1項の許可に係る主たる営業所を有する	0.5
				珠洲市内に、営業所を有する	0.25
				珠洲市内に、営業所を有しない	0
		災害活動	珠洲市と「災害時における応急及び復旧対策に関する協定」の前年度締結の有無	協定の締結有り	0.5
				協定の締結無し	0
		除雪協力	珠洲市との前年度除雪作業委託契約における自社調達の除雪機械台数	自社調達の除雪機械4台以上で契約	2
				自社調達の除雪機械3台で契約	1.5
				自社調達の除雪機械2台で契約	1
				自社調達の除雪機械1台で契約	0.5
				契約無し	0
合計点			11点満点		

